



編集後記

会計報告

報告 二〇〇〇年度総会・例会

「昭和の日」制定に反対の理由
岩井 忠熊

同和教育と戦後教育改革
東上 高志

重大な教育危機のなか
今日の高校教育に望むこと
湯浅 晃

重大な教育危機のなか 今日の高校教育に望むこと

湯浅 晃

第二次世界大戦の終結までの日本教育は、教育内容では天皇崇拜を中心とする国家主義を強制し、教育制度では、一部のエリートと安価な労働力をつくりだすための差別的な複線型教育制度をとつていました。侵略戦争推進のうえで教育のはたした役割、タテ線の閉鎖的な教育制度は、戦後、日本国憲法と教育基本法にのつたり、抜本的に改められ、教育内容では、平和、国民主権、基本的人権を基礎とし、教育制度では、小学校六年、新たに義務教育となつた中学校三年、地域制（小学区制）を基礎とした新しい高校三年、特に前半の一般教養を重視した新制の大學生となつて発足しました。

その後、京都で高校三原則といわれた総合制（普通科で学ぶ生徒と職業科で学ぶ生徒とは、国語、社会、数学、理科などは同じクラスで一緒に学び、ホーム・ルームもできるだけ一緒にする）、地域制（小学区制、中学校と同じように地域の高校にかよう、そして、全員入学が望ましい）、男女共学制は、京都独自のものではなく、全国の新制高校の目標であり、制度としても定着しつつありました。万事がうまくいっていたわけではありませんが、多くの生徒は、学習意欲に燃え、お互いに助けあつて勉強し、生徒会やクラブの活動も活発でした。特に高校間で「一流」、「二流」などの格差がなく、生徒は自分の通学する高校に誇りをもつっていました。

(一)

わが国の財界と自民党政府とは、このような新しい教育制度のもとで、平和と民主主義を求める運動が発展していくのをおそれ、教育の地方自治を破壊して、国家

の教育を統制し、侵略戦争の実態をかくし、平和や国民の民主主義的な諸権利の学習をおさえ、できる子とできない子を差別する教育

制度をおしつけてきました。このような国家統制に教職員を強制的に従わせるため、勤務評定、学校管理規則、教頭・主任の法制化と任命、校長、教頭、教職員の間に差別的な賃金制度の導入、露骨な不当労働行為による教職員組合つぶしなどがおこなわれてきました。そして生徒には、しばしば社会の常識とはかけはなれた校則がおしつけられ、教職員と生徒とはバラバラにされ、その間の矛盾も深刻化してきました。

このような高校教育の内容と制度の改悪が進むなかで、多くの教職員の努力にもかかわらず、学級崩壊などといわれる教育の荒廃が全国各地でおこってきます。一部の「できる子」は、競争にうかつて望む大学に進学しようと、その父母の中に残念ながら自

己を破壊して中・大学区制へ、文部省（文部大臣）がつくった学習指導要領（教育内容）は「法的拘束力」があると称して現場の教員に走つたりしています。今日、ときどきびっくりするような事件が発生するのも、ゆがんだ教育による子とできない子を差別する教育的基本的原因があると思います。

今日の教育の荒廃にたいして、自民党内閣は、責任ある対応をしないばかりか、憲法や教育基本法を改悪したり、なくしてしまおうとしています。こんなことを許せば、戦前・戦中に逆戻りです。財界と大企業とは、利潤追求のみを至上として、一年前からの「青田狩り」、正社員をどんどんへらして、不安定な雇用労働者をふやし、無責任にも就職競争、ひいては受験競争を一層激化させています。従つて、教育の荒廃をなくし、子どものために学力、体力、市民道徳をそだてる教育をうちたてていくためには、自民党的政治をうつたおし、財界・大企業の横暴をおさえて社会的責任をとらせていく必要があります。

同時に今日の教育危機を開拓していくうえで、教職員、父母、国

燎原

民、生徒の共通の方向をあらためて構築し、合意をひろげ、運動をつよめていく必要があります。紙数に制限がありますので、ごく簡単に私見をのべてみたいと思います。

今日の大学受験制度が、高校ばかりでなく、中学校や小学校の教育までゆがめていることはいうまでもありません。共通一次試験を二回やるという意見がありますが、小手先きの対処では何の役にもたちません。いまの大学ごとに入学者を選抜する方法は、全体の学力が向上しても、それを排他的にのりこえなければ入学できないわけで、みんなで助け合って勉強する環境を破壊し、利己的になりやすく、社会にでも、みんなと一緒に労働条件改善のたたかいをするよりは、「自己努力」ではないがつていこうとする傾向がつよまっています。これほど自民党政権や大企業にとって都合のよい人間像はありません。

私は、子どものすこやかな成長を保障することを中心において、全体の学力をたかめるために、全国的な大学入試を実施して、一定の学力に到達していれば、

どこの大学のどの講義でもうけられるようにし、一定基準の単位をとれば、大学卒業を認めるようにすべきだと思います。そうすれば大学生は在学中も大いに自主的に勉強するし、高校生も大いに助けあって勉強すると思います。少子化が進行するなかで、このような制度を採用すれば、いろいろな矛盾も当然予想されますが、教職員・父母のみなさんの違った方策をふくめて積極的な議論を期待しています。

今日の重大な教育危機の中で、不登校、学級崩壊など深刻な問題がつづつきていまして、これらを分析し、背景を明らかにし、みんなでどう対処していくかは非常に重要な課題です。同時に、ゆがんだ教育制度のもとで多くの学校と学級で、教職員が父母の協力で、立派な教育実践をおこなっていることは、もつと紹介され、注目されていいと思います。

(ゆあさ みつる・元京都府教育課程審議委員)

同和教育と戦後教育改革

東上 高志

「人権争議」のなかで

新制中学が発足してまもない頃、私は中学校の社会科の教師であった。

小さな学校だったので、全学年の社会科を受けもつた。未熟な教師だったが、全力投球して教えた思いはある。同時に私は、三年生のクラス担任だった。その当時、くかは非常に重要な課題です。同時に、ゆがんだ教育制度のもとで高校に進学する生徒は三分の一もあつたろうか。ほとんどが中学を卒業して、家事に従事するか、就職するかだった。就職組の女生徒のうち、職業安定所をとおして六名の生徒が近江絹糸彦根工場に就職した。三名はかなり成績のいい生徒だった。

私は、戦中・戦後の学生生活で、ほとんど勉強をしていなかったので、もう一回勉強しなおそう、と決心して、京都市内の小学校に転

勤すると、さつそく立命館大学の夜間部の三回生に編入学し、日本史を学ぶことにした。そしてそこを卒業すると同時に、社団法人部落問題研究所に研究助手として入所した。中学校二年間、小学校一年間、計四年間の教師生活だった。研究所に入った翌年、一九五四年五月に、近江絹糸の「人権争議」がおこつた。「有給休暇・生理休暇を下さい。結婚の自由を認めよ。おうちから来た手紙を破らないで下さい。こつちから出す手紙を見ないで下さい」からはじまって、「外出の自由を認めよ」まで、二十二項目の要求は、まさしく一般人権にかかるものばかりで埋められていた。私は、かつての教え子のことが気になりました。近江絹糸彦根工場にかけつけた。そこで、想像もできなかつた二つのことを学んだ。

工場へ急ぐみち、私は、六人の

教え子のことを思いかえしていた。そして、成績のよかつた三名は、おそらく「人権争議」においても、重要な役割を担つてくれているだろうと空想しながら歩いた。工場の正面を十重一十重に固めているピケットラインのなかから、私をみつけてとび出してきたのは、その三名ではなく、成績はよくなかつたが実直な三人組の方だった。やはり、あの三名はピケ要員ではなく、もっと大切な役についているのだなと思ひながら、三名の話をきいた。彼女らは、教室でみせたことのないキラキラ光る目を一杯に見開いて、生まれてはじめて参加したこのたたかいについて語つてくれた。

たまたま、三名のことに話題がうつった。おどろいたことに、彼女らは、会社の意向にしたがつて、女子労働者の郷里へ出張し、組合からの脱退を親たちに働きかけているのだといふ。早くいえば、会社の手先になつて、スト破りをやつっているということになる。

すでにふれたように、私は社会科の教師だった。当時、三年生の社会科は「公民」ではなく、「民主主義」であった。基本的人権については、労働三法についても、私なりに熱心に教えたつもりである。そして三名はいい成績をとつて、私の仕事にかかるる話がでようなど、思いもよらなかつたからである。彼女たちの村には未解放部落はなかつたし、当時は、学校で部落問題を教えるなどということは、考えられもしないことだつた。脳天に一撃をくらつた、といふのは、こういう状態をさすのだろう。若輩の私といえども、学校の成績が、実生活のうえでそのまま通用するとは思つてない。しかしそれにしても、いい成績をつけた三名が三名ともそうであつた、ということはショックだつた。これは、現代に生きる社会認識をつければならない社会科の教師として、落第ではないか。いつたい、私はどういう授業をしてきたのであろうか。「人権争議」のなかで学んだ第一の点はこのことであつた。

部落問題

近江絹糸彦根工場では、労働者のピケットラインを破るために、大阪の下村興業の「黒シャツ隊」百人あまりを使つたが成功しなかつたため、付近の未解放部落にスト破りの「暴力」を求めた話は、かなり知られている。部落の人びとは、ふだんは一人も雇いにこないのに、ピケ破りにだけは使おうとする会社の意図を見抜き、それに応じなかつたばかりか、部落解放運動として、応援にかけつけたという事実も、かなり知られてゐる。

私の三人の教え子は、初めて「荊冠旗」(水平社運動いらい部落解放運動でかかげられている旗印)をみ、激励の演説をきいて、日本の社会に部落問題が存在し、それが日本人の人権の向上ときつり仰天した。私が部落問題研究所に入所して、やつと一年たつた時点で、かつての教え子の口から、

私の今の仕事にかかるる話がでようなど、思いもよらなかつたからである。彼女たちの村には未解放部落はなかつたし、当時は、学校で部落問題を教えるなどということは、考えられもしないことだつた。

たしかに私は、京都市の小学校に転勤したとき「同和教育」と出会つてゐる。しかしそれは校務分掌としてのそれであつて、自分の実践をとおして、同和教育と向きあつたのではなかつた。それだけに近江絹糸の「人権争議」におけるこの体験は強烈であつたし、貴重であつた。

研究所に入所した一九五三(昭和二八)年、同じ年に結成された全国同和教育研究協議会(全同教)の事務局員を委嘱されていたが、本気になつてその仕事にとりくむようになつたのは、この時からであつた。

高知でのこと

私の同和教育論をはぐくんでくれたのは、府県で言えば京都・和歌山・高知等であった、と思う。ここでは高知のことを書く。同和

このショッキングな事実をとおして、初めて知つたのであつた。

「先生、なんで、部落のことを教えてくれなかつたんです」と問われたこと、これが「人権争議」のなかで学んだ、第二の点であつた。

燎原

教育加配教員の制度を立ち上げたのは高知県であった。その記念碑的な労作が『きょうも机にあの子がない』(『同和教育実践選書』全五十巻の第二巻として復刻)である。その執筆者の一人で同和教育のすばらしい実践者であった水田精喜は、『未完成の記録』(部落問題研究所)を残している。

水田はその中で、「この頃の教師たちが、地域や家庭の様子もほとんど知らないで、その中で子どもがどんな生活をし、何を考えているか」ということも知らないで、教室の中で教育をしていたのです。それは学校での生活や学習が、平素の生活から来ているということに気づかない教育だったのであります。」と実生活と教育実践との乖離を指摘している。そして、「しかし、大きなことは言えません。かつてのわたしはそうであつたし、福祉教員(同和教育加配教員を高知県ではこう呼んだ)という、人のいやがる仕事がこのことをわたしに教えてくれたのです。」

戦後教育を考えるとき、制度改革とともに、その制度のもとでどのようにして戦前・戦中の教育実践を改革したかが、大きな検討課

題になる。何といっても、教育においては日常の教育実践が基本であるからだ。

水田が指摘するように、民主主義教育と言いながら、教育実践において民主主義が貫徹していたとは言えない。それを現実のものにするためには、教育実践の自由と教師団体のたたかいが不可欠だった。そのもつとも大きなたたかいが勤務評定反対闘争だった、と私は考へていて。高知市教組は水田の実践をふまえて、「同和教育をするため」(方針と手引き)で次のように提起している。一九六〇(昭和三五)年のことだ。

「敵対的矛盾と対決しようとする時に、必ず内部矛盾の克服に迫られる時がある。我々は今まで余りにもこのことをおろそかにしきぎた。我々の受け持つ子供たちの中に、差別と卑屈感にさいなまれているものが、一人もいないと断言できたろうか。反動文教政策をねかえそと勤評を押しつけてはいなかつたか。教育過程の自

主編成を主張しながら、教科速度がおくれるからと、十分に理解出来ないという子供の要求を無視すたといえよう。

ることはなかつたか。等々、我々の教育実践は十分であつたとは言いきれない。そしてまた、その不十分さをかもし出す教育行財政の欠陥に対し、教師や父母を組織する中で、それを要求する闘いをするためには、教育実践の自由と教師団体のたたかいが不可欠だつた。そのもつとも大きなたたかいが勤務評定反対闘争だった、と私は考へていて。高知市教組は水田の実践をふまえて、「同和教育をするため」(方針と手引き)で次のように提起している。一九六〇(昭和三五)年のことだ。

「敵対的矛盾と対決しようとする時に、必ず内部矛盾の克服に迫られる時がある。我々は今まで余りにもこのことをおろそかにしきぎた。我々の受け持つ子供たちの中に、差別と卑屈感にさいなまれているものが、一人もいないと断言できたろうか。反動文教政策をねかえそと勤評を押しつけてはいなかつたか。教育過程の自主編成を主張しながら、教科速度がおくれるからと、十分に理解出来ないという子供の要求を無視すたといえよう。

制度改めもふくめて、戦後民主主義教育を考える場合、こうした現場における教育実践の創造的発展をつくり出したものは何か、を検証することは今の情勢の中でもとりわけ大切だと思う。しかし私は私の実践でそれに応えることは出来ない。そこで提案であるが、現場でそれを担つた多くの教師たちに、登場してもらつたらどうか。できれば、執筆者がつきの執筆者を指名する、リレー的論稿はどうだろう。それが許されるならば、私は丹後の吉岡時夫を推薦する。

(とうじょう たかし・元滋
賀大学教授、部落問題研究所顧問)

燎原

「昭和の日」制定に反対の理由

—五月九日 参議院文教・科学委員会での

参考人としての発言 — (二〇〇〇年五月九日)

岩井 忠熊

○参考人(岩井忠熊君) 私は、昭和の日制定に反対する理由を述べます。

昭和は、一八六八年、明治元年に始まる一世一元制による单なる年号で、一つの時代を示す言葉ではありません。封建身分制を廃止した維新に始まる明治期やデモクラシー運動の顯著だった大正期と違ひ、六十三年余の昭和を一つの時代とする歴史学的な根拠はないのです。

一九四六年の日本国憲法制定で、天皇主権の國から國民主権の國に変わり、議会制民主主義が確立され、國の名前も大日本帝国から日本国に変わります。それまで國民の半分を占める女性には参政権がなく、参議院も存在しませんでした。まさか参議院を貴族院の連続とは言えないでしょう。

戦前歴代内閣の総理大臣は、資料一を見るとあるとおり、重複を二人と数えて、明治期十四名中五人が軍人、大正期十一名中五人が軍人、昭和期、敗戦までは十七名中実に半数以上の九名が軍人です。昭和戦前期とは、つまり軍人が政治にも大きな支配力を持つた軍国主義の時代でした。総理が国会で指名される今日とは大きな違います。

今、国会は國權の最高機関です。戦前昭和期とその後の日本をひくるめて昭和で一括するのは、国会みずからが自分の權威を引き下げる行為にはなりません。

一九三七年、昭和十二年には、浜田国松代議士が軍の政治関与を攻撃したため、寺内陸軍大臣が強硬に解散を主張して内閣は倒れ、広田内閣は総辞職しまし

た。資料二。

一九四〇年、昭和十五年には、斎藤隆夫代議士が戦争政策を痛烈に批判したため、軍部の圧迫で衆議院が除名するに至りました。資料三。

戦前歴代内閣の総理大臣現役制を盾にとつて倒すこと、成立を妨害することもできたのです。明治、大正期には見られなかつた軍部の政治支配が、戦前昭和期に極端になりました。旧憲法の帝国議会も機能不全に陥ったのであります。議会演説さえ圧迫されたのでから、選挙や言論は官憲の厳重な監視と干渉を受けました。演説会場には警察官が臨監し、しばしば弁士注意や中止を命じていまます。その廣場に、皮肉にも日本を代表するラッフルズの名を記念するラッフルズ廣場が現在もあります。その廣場に、皮肉にも日本軍の住民虐殺を悼む数十メートルの高さの記念碑が建てられ、毎年、その碑の前で、独立したシンガポール人による追悼の式典が続けられています。

シンガポールには、英國の侵略を記念するラッフルズ廣場が現在もあります。その廣場に、皮肉にも日本軍の住民虐殺を悼む数十メートルの高さの記念碑が建てられ、毎年、その碑の前で、独立したシンガポール人による追悼の式典が続けられています。

中国は、香港、マカオの植民地 支配を非難し続けましたが、武力を使うことなく、条約期間の満了をを持って平和的に復帰を実現しました。日本を盟主とする大東亜共榮圏なるものを軍事力で実現しようとした歴史と余りにも対照的で

うして反対勢力を封じ込めておいて、昭和初期から軍国主義の大陸侵略が急速に活発化します。

一九三一年、柳条湖事件以後の大陸侵略は周知のことですからあって述べません。

対米英戦以後はアジア民族解放

戦争だったと言う人がいますが、四年の御前會議決定は、マライ、ジャワ、スマトラ、ボルネオ、セレベスを帝国領土として決定しています。

大陸侵略は周知のことですからあって述べません。

記憶の残る時期を、日本が今さら昭和の日にひつくるめて祝日とすれば、それらの民族からまたまた日本の歴史認識を問われるのは明らかだと思います。

昭和の日が昭和天皇の誕生日にちなんだことは明らかですが、死者の誕生日はともかく、死者的命日はともかく、死者の誕生日を記念したり祝う風習は古来から日本にはありませんし、亡くなつた天皇の誕生日を祝つた先例も近代以前にはもちろんあります。他国では、昭和天皇をただ第二次大戦との関係で記憶しているだけです。

第二次大戦で日本と同様に敗戦国になつたのはドイツとイタリーです。ドイツには敗戦前と現在を絶としてとらえる歴史認識が定着していますから、昭和の日のような発想も記念日もありません。周辺諸国の猛烈な非難にさらされるでしょう。

イタリーには戦時中にレジスタンス運動があり、パドリオ政権後は連合国に加わったという経過がありますので日本、ドイツと事情が違いますが、戦後に国民投票で、ムツソリーニに協力した王制が廃

止され共和制となりました。ですから、王制時代と戦後を一くくりにした国家的歴史認識は生じ得ませんし、あるのは共和国宣言記念日となります。

昭和期は激動の時代だったといふ言い方は正しくありません。激動というのは、本体が変わりのないまま、ただ激しく揺れ動いたという意味です。実際は、日本という国家・国民にとってその時代は、天皇主権の大日本帝国から國民主権の日本国憲法への劇的な変化、激変の時代だつたりです。敗戦直後の政治史家は、悠久二千六百年と言つてきた日本の歴史も幕を閉じたと断言しています。資料六。

このような激変を挟んだ時期を、年号が同じだからと言って一つにくくつて祝日をつくるのは、国民の歴史認識を誤らせ、後世に災いをもたらすことになるでしょう。

六。

私の乗つた船はアメリカ海軍の潜水艦に撃沈され、私は三時間泳いで僚艦に助けられましたが、生き残れたのは二割弱です。血だらけになつた人たちが甲板上でのたうち回つていた光景が、今も脳裏にまざまざと刻まれています。私は、水上特攻隊員として任地の石垣島へ送られる途中でした。

そのような経験を持つ私にとって、戦中、戦後の区別は、自分の生死を分かつ痛烈な体験と結びついているのです。今生きている、しかも近代日本史を研究してきた人々は、柳条湖事件が火種となつて戦争が連鎖反応的に広がり、第二次大戦になつたことを記憶していることです。謀略をやつた当の軍人も、火元が自分たちの起こした事件だつたことを語っています。資料七。

その結果、世界でおよそ五千五百万人の死者、三千五百万人の負傷者、三百万人の行方不明者が出て推定されています。日本では約百二十万人の戦死、官民にも約七十万人の死者、ほかに戦災の罹災者が八百七十五万人に達したとされています。大変な犠牲者です。

私はいわゆる学徒出陣で海軍に入り、敗戦時に海軍少尉でした。私の乗つた船はアメリカ海軍の潜水艦に撃沈され、私は三時間泳いで僚艦に助けられましたが、生き残れたのは二割弱です。血だらけになつた人たちが甲板上でのたうち回つていた光景が、今も脳裏にまざまざと刻まれています。私は、水上特攻隊員として任地の石垣島へ送られる途中でした。

○参考人(岩井忠熊君) 歴史教育というものは、一方的に一つの解釈を押しつけることではございません。史実を明らかにしながら、それに対する多様な解釈を許容するところに正しい歴史教育というものが成り立つというふうに思います。

しかしその場合、正しい歴史事実というものを必ず押さえなきやいけない、これは明らかです。満州事変の始まりになつた例の柳条湖事件は、関係した首謀者が戦後、明らかに自分がこういうふうにやつたと言つているんですね。こういう事実を無視していくことはいけない。これは当時の陸軍刑法に對する違反であり、当然軍法会議に処せられるべき事案であつたわ

燎原

けですね。それを、昭和天皇は関東軍を嘉賞するという勅語まで出した。その結果、関東軍関係者は論功行賞をもらい、関東軍司令官、陸海軍大臣は男爵になりました。こういうことによつて謀略が公認され、日本が際限もなく大陸に侵略戦争を進めていったという事実、これは客観的な事実です。いわんや、御前会議において、アジアのこれこれのところを日本の領土にするという決定までしているんです。ここに資料を出しました。

○参考人(岩井忠熊君) 私は、この事実を無視することはできないということを私は言つてゐるんです。

みどりの日とか太陽の日、あるいは環境の日といふふうなものをつくること自体には反対でございません。ただ、それを昭和天皇の誕生日というものを継承してつくるということには反対です。

例えば、海の日というものは七月二十日ですが、これは、明治天皇が東北巡幸をしてその帰りに軍艦に乗つて横浜に着いた、そういう記念日ですね。それにちなんで七月二十日といふうに選ばれ

た。ところが、宮内省が編さんした明治天皇紀といふものを見ますとどうなつてゐるかといいますと、明治天皇は軍艦に乗るのが嫌いで、そのたびに嫌がつて、ふだんは大変寛容な人だつたそうですが、そういうときに限つて事前に怒りを周辺の人間に当たり散らして大変困つたということが書いてある。

あるいは、観艦式のために水雷艇に乗つて海の上に出なきやならないときには、海が荒れたのでそれが中止になつたら大変喜んだといふふうなことを、当時の侍従を務めた日野西子爵という人が宮内省の職員に対する講演の中で言つてゐるわけですね。

こういうことを知りますと、明治天皇といふのは本当に海というのが好きだった天皇か何かのよせん。ただ、それを昭和天皇の誕生日というものを継承してつくるということには反対です。

○参考人(岩井忠熊君) 国会議事堂のすぐ横に憲政記念館がございます。あれは憲政の神と言われた尾崎行雄さんを記念した施設だというふうに伺つています。

あの尾崎行雄さんは、戦争中に選挙演説で明治天皇を褒めたたえて、そしてその次に川柳を引用して「売り家と唐様で書く三代目」という言葉を使って、不敬罪だとういうので告発され、そして一審は有罪、大審院は最後に無罪になりましたが、そういうことを言われた。そのときに尾崎さんは、この

た。ところが、宮内省が編さんした明治天皇紀といふのを見ますとどうなつてゐるかといいますと、明治天皇は軍艦に乗るのが嫌いで、そのたびに嫌がつて、ふだんは大変寛容な人だつたそうですが、そういうときに限つて事前に怒りを周辺の人間に当たり散らして大変困つたということが書いてある。

あるいは、観艦式のために水雷艇に乗つて海の上に出なきやならないときには、海が荒れたのでそれが中止になつたら大変喜んだといふふうなことを、当時の侍従を務めた日野西子爵という人が宮内省の職員に対する講演の中で言つてゐるわけですね。

この尾崎行雄さんは、戦争中に選挙演説で明治天皇を褒めたたえて、そしてその次に川柳を引用して「売り家と唐様で書く三代目」という言葉を使って、不敬罪だとういうので告発され、そして一審は有罪、大審院は最後に無罪になりましたが、そういうことを言われた。そのときに尾崎さんは、この

た。ところが、宮内省が編さんした明治天皇紀といふのを見ますとどうなつてゐるかといいますと、明治天皇は軍艦に乗るのが嫌いで、そのたびに嫌がつて、ふだんは大変寛容な人だつたそうですが、そういうときに限つて事前に怒りを周辺の人間に当たり散らして大変困つたということが書いてある。

あるいは、観艦式のために水雷艇に乗つて海の上に出なきやならないときには、海が荒れたのでそれが中止になつたら大変喜んだといふふうなことを、当時の侍従を務めた日野西子爵という人が宮内省の職員に対する講演の中で言つてゐるわけですね。

この尾崎行雄さんは、戦争中に選挙演説で明治天皇を褒めたたえて、そしてその次に川柳を引用して「売り家と唐様で書く三代目」という言葉を使って、不敬罪だとういうので告発され、そして一審は有罪、大審院は最後に無罪になりましたが、そういうことを言われた。そのときに尾崎さんは、この

ここでは明らかに昭和天皇を、ここで言う売り家と書いた三代目に当てて言つたと言わざるを得ない。これはもちろん警告です。こんなことをしていたらそうなりますよという警告なんですね。私はこれを単純に、昭和天皇の誕生日を新しいみどりの日とかなんとかにするということには反対なんですね。そう言うと、またこれは子供たちは白けていく、私はそう考えたと思うんです。そのことを敗戦によって我々は本当にしんからすよという警告なんですね。

この尾崎行雄さんは、戦争中に選挙演説で明治天皇を褒めたたえて、そしてその次に川柳を引用して「売り家と唐様で書く三代目」という言葉を使って、不敬罪だとういうので告発され、そして一審は有罪、大審院は最後に無罪になりましたが、そういうことを言われた。そのときに尾崎さんは、この

は、昭和になつてから明治節ができたのが初めてでありまして、日本歴史上全く前例のないことでございます。我々の民間におきましても、死んだ家族の誕生日を死後に祝うというようなことは全くないんです。これは日本民族の伝統にないことなんですね。こんなことをわざわざやったのは昭和の初年、つまり日本の軍国主義といふものが新しい勢いを得てくるその時期に行われてきたということが、私にとっては大変関心の深いことなのであります。

だから、そんなことを今さら考へるべきではない。それと似たことが、今度は昭和天皇の誕生日をもう一遍祝日として復活させようというふうな考え方方にあらわれているというふうに私は思います。日本の歴史上こういうことはなかつたんです。あつたのは昭和の初めからなんです。このことを私は記憶しておく必要があると思います。

○参考人(岩井忠熊君) 実際、アジアの人たちにとつて見たなら、昭和天皇ということは、これは戦争とのかかわりでしか記憶さ

れていません。全くそうなんですね。つまり、歴史の上で蒋介石とか毛沢東というふうな人物はどこでも出てくるんです。ところが、昭和天皇というのはどういう文脈で出てくるかというと、あの第二次大戦との関係でしか出てこないです、外国では。

そういう昭和天皇を中心とした祝日というものを新たに設けるということが、よその国の人歴史認識から見てどんなふうに受けとられるのか、これは重大な問題であろうかと思います。しばしば外国からも歴史認識について日本は批判を受けました。それについて進退された政治家もおられます。こういう愚かなことを繰り返してはならないといふふうに私は考へていて、このことでござります。

(いわい ただくま・立命館大学名誉教授)

れていません。全くそうなんですね。つまり、歴史の上で蒋介石とか毛沢東というふうな人物はどこでも出てくるんです。ところが、昭和天皇というのはどういう文脈で出てくるかというと、あの第二次大戦との関係でしか出てこないです、外国では。

そういう昭和天皇を中心とした祝日というものを新たに設けるということが、よその国の人歴史認識から見てどんなふうに受けとられるのか、これは重大な問題であろうかと思います。しばしば外国からも歴史認識について日本は批判を受けました。それについて進退された政治家もおられます。こういう愚かなことを繰り返してはならないといふふうに私は考へていて、このことでござります。

〔訂正〕
前号田代幸子氏の「戦争時代を顧みて」で校正の誤りがありました。おわびとともに訂正させて頂きます。
P7、田代氏文中2段3行目
凶作で少身→凶作で少女
道と忠孝の間に読点を入れる

P8、1段9行目
失継早→矢継早

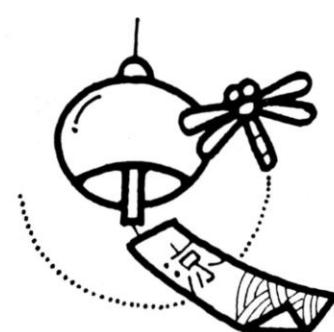
二〇〇〇年度総会・例会 報告

六月十日、一時三十分～四時三十分、おいけ互助会館において今年度総会を行いました。会務報告と次頁の会計報告および蓮佛亭監査委員による監査報告が承認され、諸役員は留任となりました。

出席者十名。
なお例会は『国民の歴史』批判―教育の現場から―大八木賢治氏(京都歴史教育者協議会事務局長)をめぐり、出席者全員の討論参加で活発な意見が交わされました。

会計監査報告
会計・決算は正確になされております。
昨年に引き続き健全な会計がなされていて、収入も予定通りあります。結果、次期繰越額が一一七、五四四円増加しました。

蓮佛亭



會計報告

1999年4月1日~2000年3月31日

収入項目	収入金額	支出項目	支出金額
前期繰り越し	765,961		
会費納入口数 215口	627,000		
カンパ	18,000		
例会、総会での会場費			
雑収入 郵便貯金利息	1,190		
		122号 印刷費+消費税	51,450
		123号 印刷費+消費税	51,450
		124号 印刷費+消費税	51,450
		125号 印刷費+消費税	51,450
		126号 印刷費+消費税	51,450
		127号 印刷費+消費税	51,450
		編集費	10,470
		発送通信費	176,790
		事務費(封筒など)	18,156
		振替払込料	12,530
収入合計	1,412,151	支出合計	528,646
		次期繰越額(郵便貯金)	883,505
合計	1,412,151	合計	1,412,151

に自公勢力による反共デマの謀略で、ビラ大量配布が行われたことです。選挙期間中の出所を明記しない中傷ビラの組織的配布は議会制度民主主義の破壊をもたらします。ヒットラー政権獲得にいたる経過をあらためて思いおこさずにおられません。

増ページして「昭和の日制定に反対の理由」を掲載しました。編集子自身の長い発言をのせることにためらいがあり、また「昭和の日」は、森首相の「神の国」発言の余波で衆議院で廃案になりましたから一応は終つたことになります。しかし参考人の意見は三対二で反対多数だったにもかかわらず、参議院の委員会でも本会議で

編集後記

も可決されました。このような潮流はこれからも繰り返し出現する

〔昭和の日〕制定の動向は、まさに「民主運動史を語る会」の対極にあります。「いつか来た道」をたえず念頭におきつつ、「民主運動史」をかえりみなければなりません。あえて、「昭和の日制定に反対の理由」を収録した理由です。ただし参考人に対する質問は省略し、陳述だけを収録し、配布した資料も割愛しました。参議院の議事録にもとづいています。

いま梅雨の最中で、健康をそこねた方が多いようです。くれぐれも御注意下さい。健康は民主運動のエネルギーです。選挙結果をまつて発行時期をすこしづらしたことを御理解下さい。

会および会報については、
左記へご連絡ください。

〔事務局〕

六〇五—九五三

TEL
FAX
○七五—五六一一七四八五